

(提案基準第 1 2 号)

中小企業の拡張に係る開発又は建築等に関する基準

市街化調整区域において営業している中小企業の事業活動の効率化を図るための開発又は建築等（当該開発行為又は建築等に係る土地の面積が1,000平方メートル未満のものを除く。）については、次の要件のすべてに該当すれば、原則として法第34条第14号又は政令第36条第1項第3号ホに該当するものと認め、開発審査会に付議する案件として処理するものとする。

- 1 申請者は、市街化調整区域において営業している中小企業者（中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条に規定する中小企業者をいう。）であること。
- 2 拡張に係る敷地は、次のすべてに該当していること。
 - (1) 原則として既存の事業所用地に隣接する土地であること。
 - (2) 既存の事業所用地の面積と同程度以下であること。
- 3 申請に係る予定建築物（第一種特定工作物を含む。）は、次のすべてに該当するものであること。
 - (1) 既存の事業所の施設と密接不可分の関係にあり、かつ、自己の業務用のものであること。
 - (2) 周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであること。
- 4 申請に係る予定建築物の建築（移転を含む。）等について、社会通念に照らしやむを得ないと認められる合理的理由を有するものであること。

附則

この基準は、2001年（平成13年）7月1日から施行する。

附則

この基準は、2008年（平成20年）7月12日から施行する。

附則

この基準は、2015年（平成27年）11月18日から施行する。

附則

この基準は、2019年（令和元年）11月19日から施行する。

附則

この基準は、2022年（令和4年）5月24日から施行する。

附則

この基準は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

附則

この基準は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。